

鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施要綱の
一部を改正する要綱

鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施要綱（平成28年鹿屋市告示第252号）の一部を次のように改正する。

第1条中「訪問型サービスC」を「通所型サービスC」に改める。

第16条第1項中「、利用者及び介護予防ケアマネジメントを行った地域包括支援センター」を「及び利用者」に改め、同条第4項中「地域ケア個別会議（鹿屋市地域ケア会議実施要綱（平成28年鹿屋市告示第77号）に規定する地域ケア会議をいう。）で」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

事業者	利用者
12,000円	3,000円

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。